

京都光華大学・京都光華大学短期大学部<sup>※1)</sup>への入学を考えておられるみなさまへ

## 「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の対応について

こども性暴力防止法の施行のため、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、児童等<sup>※2)</sup>に対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

本法の施行により、教育実習や保育実習・資格取得のための実習等（ボランティア活動など対象事業者で児童等と接する業務に従事する場合を含む）において、児童等と接する諸活動を行う学生の皆さんにも影響が生じるため、以下の内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討ください。

※1) 大学院・専攻科を含みます。

※2) 児童等とは、乳幼児、小学生、中学生、高校生等を指します。

### 1) 実習及び児童等と接する活動に関する留意事項

- 実習又は活動の計画において、児童等と一対一になることが予定されている場合や、実施期間が相当長期にわたる場合など、学生が児童等に対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習又は活動であると判断された場合、特定性犯罪前科<sup>※3)</sup>の有無の確認が必要となる場合があります。なお、特定性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先又は活動先の事業者が行います。
- 特定性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、学生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 特定性犯罪前科があると確認された者は、児童等と接する実習又は活動に参加できないこととなります。
- 特定性犯罪前科がある場合、実習又は活動への参加が認められないことにより、免許・資格取得要件を満たせなくなるほか、当該実習科目等が卒業要件となっている場合には、卒業に影響が生じる可能性があります。
- 本学では、入学前に、全学生を対象として本制度に関する説明内容をご確認いただき、制度内容への同意をお願いする予定です。また、児童等と接する実習や活動に参加する学生には、実習等の開始前に改めて制度内容をご確認いただくとともに、「誓約書」の提出をお願いする予定です。これらは、個人情報保護法に基づき適切に管理します。

- ・同意書（犯罪事実確認に関する同意）
- ・誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）

※3) 特定性犯罪前科とは、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等の性犯罪（成人に対する性犯罪を含む。）について、一定期間内（拘禁刑は刑の執行終了等から20年、執行猶予は裁判確定から10年、罰金は刑の執行終了等から10年）の前科を指します。

### 2) 出願（入学）に際してのお願い

上記の内容を十分にご理解いただいた上で、出願（入学）をご検討ください。

なお、制度一般に関する質問についてはこども家庭庁にお問い合わせください。

本学の入試及び入学後に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

➤ 制度の詳細は下記をご覧ください。

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

---

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| ・ 入試に関すること          | 入学・広報センター 075-312-1899    |
| ・ 教員免許状・保育士資格に関すること | 教職・保育職支援センター 075-325-5316 |
| ・ 卒業およびその他資格に関すること  | 修学支援センター 075-366-2650     |